

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(石川県指定 第1771500418号)

当事業所は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者及びそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者とその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 麗心会
- (2) 法人所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1
- (3) 電話番号 0767-42-2600
- (4) 代表者氏名 理事長 藤田 隆司
- (5) 設立年月日 平成12年4月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援
石川県1771500418号

(2) 事業所の目的

要介護状態となった場合においても、その契約者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように行われることを目的とする。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業所アイリス
- (4) 事業所の所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ニ27番1
- (5) 電話番号 0767-42-2600

(6) 管理者氏名 堀田 一実

(7) 当事業所の運営方針

居宅介護支援の事業は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行います。

又、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月日 平成29年7月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 志賀町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
営業時間	8:30 ~ 17:30 但し、時間外については24時間電話連絡できるものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準（1人あたり44件を限度とする）を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1	0
2. 主任介護支援専門員	1	0

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用料負担はありません。

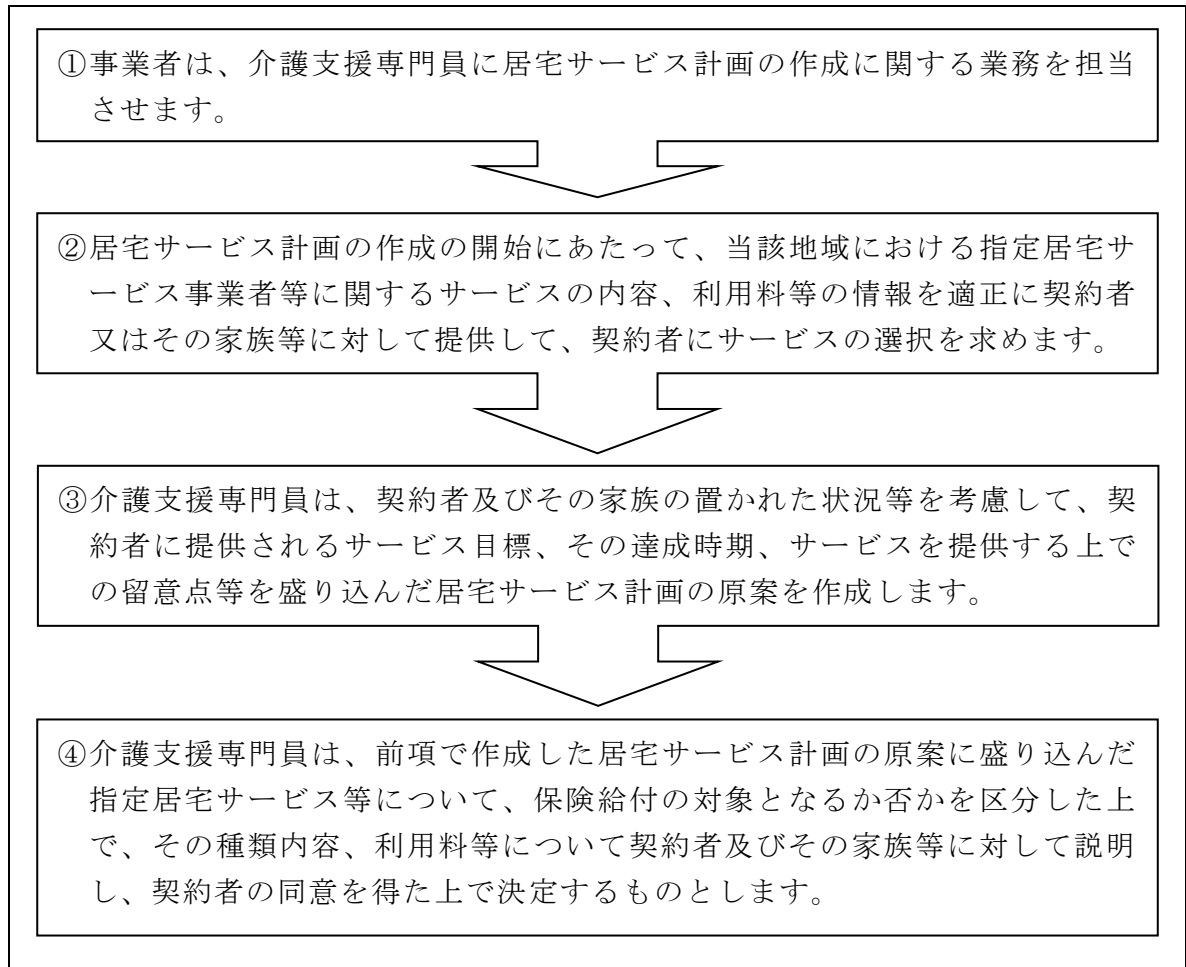
(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を毎月一回訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・契約者の意見を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービス利用料金〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

① 居宅介護支援費（一月）

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費（Ⅰ）	1,086 単位	1,411 単位

②加算（一月）

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合、及び厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。	300 単位
入院時情報連携加算 （Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に利用者に係る必要な情報を提供した場合。	250 単位
入院時情報連携加算 （Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所職員に利用者に係る必要な情報を提供した場合。	200 単位
退院・退所加算	退院・退所に当たって病院等の職員と面談し情報提供を受け居宅サービス計画を作成し調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い適合する場合。	450 単位 600 単位 750 単位 900 単位
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が病院医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合（月に 1 回算定を限度）	50 単位
業務継続計画未実施減算	感染症や自然災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する事（居宅介護支援は令和 7 年 3 月 31 日までは減算算定しない）	所定単位数の 1.0%を 減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催。虐待の防止のための指針の整備。従業員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施	所定単位数の 4B%を 減算

ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する意向を把握・同意を得た上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けサービス事業者を提供した場合	400 単位
特別地域居宅介護 支援加算	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が居宅介護支援を行った場合	所定単位数の15% を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の実施地域を越えて、居宅介護支援を行った場合	所定単位数の5% を加算
同一建物に居住する利用者へのケア マネジメント	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者	所定単位数の95% を算定

6. サービス提供における事業者の義務

(1) 事業者の記録作成・交付の義務

- 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(2) 守秘義務

- 事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 契約者に係るサービス担当者会議等の正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

(3) 事故発生時の対応

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、契約者の家族等に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

(4) 中立・公正

利用者、事業者のサービス選択に資するよう中立・公正にサービス提供を行う。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者

〔職氏名〕 理事長 藤田 隆司

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 管理者 堀田 一実

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

(3) 行政機関その他苦情受付機関

志賀町役場 健康福祉課	所在地：石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1 電話番号：0767-32-9131 FAX：0767-32-3933
国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情110番)	所在地：石川県金沢市幸町12の1 幸町庁舎4F 電話番号：076-231-1110 FAX：076-231-1601

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済の場合】

- 実施年月日 年 月 日
- 実施評価機関の名称 ()
- 評価結果の開示状況 ()

【未実施の場合】

- 未実施

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所アイリス

説明者職名 主任介護支援専門員 氏名 堀田 一実 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏名 印

契約者代理人住所

氏名 印 (続柄)

